

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

- ◇教委規則 鳥取県立高等学校通信教育規則
- 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則

## 教育委員会規則

鳥取県立高等学校通信教育規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

### 鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県立高等学校通信教育規則

鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の全部を改正する。

## 目次

- 第一章 総則(第一条)
  - 第二章 協力校及び通信教育の実施区域(第二条・第三条)
  - 第三章 学習指導等(第四条―第六条)
  - 第四章 学習の評価、単位の修得の認定等(第七条―第十二条)
  - 第五章 入学、休学、退学、転学等(第十三条―第二十五条)
  - 第六章 受講料の納付及び減免(第二十六条・第二十七条)
  - 第七章 賞罰(第二十八条・第二十九条)
  - 第八章 雑則(第三十条・第三十一条)
- 附則
- 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県立高等学校の通信制の課程の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第二章 協力校及び通信教育の実施区域

#### (協力校)

第二条 通信制の課程を置く鳥取県立高等学校(以下「実施校」という。)に、通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)について協力する高等学校(以下「協力校」という。)を置くことができる。

2 協力校は、教育委員会が別に指定する。

3 協力校は、実施校の校長(第十五条第二項及び第二十五条第二項を除き、以下「校長」という。)の定めるところにより、当該実施校の行う通信教育の一部を担当する。

(通信教育の実施区域)

第三条 通信教育の実施区域は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由により、校長が適当と認めるときは、この限りでない。

### 第三章 学習指導等

#### (学習指導)

第四条 実施校は、学習指導要領に基づき、生徒に教科書、通信教育用学習図書、放送その他の教材を使用して学習させ、並びに添削指導及び面接指導により学習の指導を行わなければならない。

2 添削指導は、各教科に属する科目（以下「教科科目」という。）について学習区分を定め、その学習区分ごとの報告課題につき生徒に学習報告書を提出させ、これを添削して行う。

3 面接指導は、教科科目及び各教科以外の教育活動について実施校、協力校その他教育上適切な場所において、生徒と面接して行う。

#### (教科科目の履修期間)

第五条 教科科目の履修期間は、原則として一年とする。

#### (同時に履修できる教科科目数等)

第六条 通信教育によつて同時に履修できる教科科目数は、七科目以内とし、一年間に修得できる教科科目の単位（以下「単位」という。）数は、二十五単位以内とする。

2 通信制の課程と当該通信制の課程を置く高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程（以下「定時制課程等」という。）との併修により一年間に修得できる単位数は、通信制の課程及び定時制課程等において修得する単位数を合わせて三十単位以内とする。

3 校長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する同時に履修で

きる教科科目数又は一年間に修得できる単位数を変更することができる。

### 第四章 学習の評価、単位の修得の認定等

#### (学習の評価)

第七条 学習の評価に関しては、学習指導要領に基づいて、実施校が定める。

#### (試験)

第八条 試験は、原則として一単位当たり一回行う。

2 試験の実施に関する事項は、校長が定める。

#### (単位の修得の認定)

第九条 単位の修得の認定は、生徒の添削指導、面接指導及び試験による学習の評価に基づいて、実施校が行う。

#### (単位修得認定証書)

第十条 校長は、単位の修得の認定をしたときは、単位修得認定証書（様式第一号）を当該生徒に交付しなければならない。

#### (卒業)

第十一条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた生徒に対して、卒業証書（様式第二号）を授与しなければならない。

#### (証明書の交付)

第十二条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書その他の証明書を交付することができる。

### 第五章 入学、休学、退学、転学等

#### (入学)

第十三条 入学（次条から第十六条までの規定による入学を除く。以下こ

の条において同じ。)は、校長が許可する。

2 入学の許可は、四月に行う。ただし、欠員のある場合において、これを補充するための入学の許可は、六月まで行うことができる。

3 入学を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書(様式第三号)を校長に提出しなければならない。

4 校長は、入学を許可したときは、入学許可通知書(様式第四号)をその者に交付しなければならない。

(編入学)

第十四条 校長は、編入学を希望する者がある場合において、支障がないと認めるときは、入学を許可することができる。

2 編入学の許可は、原則として四月に行う。

3 編入学を希望する者は、入学志願書を校長に提出しなければならない。

4 前条第四項の規定は、編入学について準用する。

(転入学)

第十五条 校長は、他の高等学校の生徒で転入学を希望するものがあるときは、欠員があるときに限り、入学を許可することができる。

2 転入学を希望する生徒は、入学志願書にその者の在学する高等学校の校長の在学証明書を添えて実施校の校長に提出しなければならない。

3 第十三条第四項の規定は、転入学について準用する。

(再入学)

第十六条 校長は、退学後一年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、支障がないと認めるときは、入学を許可することができる。

2 第十三条第四項及び第十四条第三項の規定は、再入学について準用す

る。

(誓約書の提出等)

第十七条 生徒は、入学後三十日以内に誓約書(様式第五号)及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。

第十八条 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があつたときは、誓約書(様式第六号)を校長に提出しなければならない。

第十九条 保護者又は生徒は、保護者、生徒又は保証人の住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

2 保護者又は保証人は、生徒が死亡したときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学又は退学)

第二十条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第七号)又は退学願(様式第八号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、三月以上一年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第二十一条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願(様式第九号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があつた場合において、支障がないと認めたとときは、復学を許可することができる。

## (転学)

第二十二條 生徒は、他の高等学校に転学しようとするときは、転学願(様式第十号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## (転籍)

第二十三條 生徒は、課程相互の間の転籍を希望するときは、転籍願(様式第十一号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転籍願の提出があつた場合において、支障がないと認めたとときは、転籍を許可することができる。

## (通信制の課程と定時制課程等との併修)

第二十四條 生徒は、定時制課程等において教科科目の一部の科目について履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の許可をしたときは、定時制(他の通信制)課程履修許可書(様式第十二号)を当該生徒に交付しなければならない。

第二十五條 校長は、定時制課程等の生徒で通信制の課程の教科科目の一部の科目の履修を希望するものがある場合において、支障がないと認めたとときは、当該科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定による一部の科目の履修を希望する者は、通信制課程一部科目履修願(様式第十三号)に当該定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長の通信教育受講許可書又は定時制(他の通信制)課程履修許可書を添えて、実施校の校長に提出しなければならない。

## 第六章 受講料の納付及び減免

## (受講料の納付)

第二十六條 生徒は、鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号。以下この章において「条例」という。)の規定するところにより、受講料を納付しなければならない。

2 校長は、生徒が受講料の納付期限後二十日を経過してもなお受講料を納付しないときは、条例の規定により、その者の受講を停止することができる。

3 校長は、生徒が受講料の納付期限後六十日を経過してもなお受講料を納付しないときは、条例の規定により、学籍を除くことができる。

## (受講料の減免)

第二十七條 生徒は、条例に規定するところにより、受講料の減免を受けることができる。

## 第七章 賞罰

## (表彰)

第二十八條 校長は、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

## (懲戒)

第二十九條 校長は、教育上必要があると認めたとときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- 三 正当の理由がなくて学習報告書の提出又は面接指導の受講を怠つた生徒

四 実施校又は協力校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した

生徒

第八章 雑則

(損害の賠償)

第三十条 校長は、生徒が実施校又は協力校の施設又は備品を損傷し、又は亡失したときは、情状によつてその損害を賠償させることができる。

(その他)

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の鳥取県立高等学校通信教育規則の規定によりなされた願、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第三条関係)

実施校の名称	通信教育の実施区域
鳥取西高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡のうち羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の区域
米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡の区域

様式第一号(第十条関係)

第 号 単 位 修 得 認 定 証 書

氏 名  
年 月 日 生

本校通信教育により下記各教科に属する科目の単位を修得したことを認定します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 園

記

教 科	科 目	認 定 単 位 数

様式第二号 (第十一条関係)

卒業証書

高等學校

科の課程を修了したことを証する

氏名

年 月 日生

校印

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏

校長印 名

第 号

割り印

様式第三号 (第十三条関係)

通信制課程入学志願書

編 号	転 入		再 入		編 入		再 入		編 入		性別	男女
	氏名		住所		住所		住所		住所		学籍	番地
志願者	職 業	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所
保護者	氏 名	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所
志願者の学籍		学 校	校 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
理由		<p>私は、貴校の通信制の課程に（編、転、再）入学したいので、許可してください。また、転入、編入、再入の場合のみ記載すること。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">志願者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">保護者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">鳥取県立 高等学校長 殿</p>										

備考 「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。

様式第四号 (第十三条関係)

入学許可通知書

氏 名

年 月 日 生

本校の通信制の課程に(編、転、再)入学を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

様式第五号 (第十七条関係)

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所 生徒 氏 名 印

上書のとおり誓約を守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所 生徒との続柄 保護者 氏 名 印  
住 所 生徒との続柄 保証人 氏 名 印

鳥取県立 高等学校長 殿

- 備考 1 保証人は、通信教育の実施区域内に居住する者に限る。  
2 保護者は、保証人となることができる。

様式第六号 (第十八条関係)

誓 約 書

このたび新しく貴校生徒 の保護者(保証人)となりましたので、前の保護者(保証人)と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所

生徒との続柄

保護者(保証人) 氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

様式第七号 (第二十条関係)

休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

生 徒 氏 名 ㊟

保 護 者 氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 休学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。



## 様式第八号 (第二十条関係)

## 退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

生徒氏 名 ㊟

保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 退学を希望する期日 年 月 日

## 様式第九号 (第二十一条関係)

## 復 学 願

このたび下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

生徒氏 名 ㊟

保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 復学を希望する期日 年 月 日

備考 医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

## 様式第十号 (第二十二条関係)

## 転学願

このたび下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

生徒氏 名 ㊤

保護者氏 名 ㊤

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 転学を希望する学校名等  
                   県                  高等学校  
                   課程          学科          科 第          学年
- 3 転学を希望する期日          年          月          日

## 様式第十一号 (第二十三条関係)

## 転籍願

このたび下記の理由により転籍したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程          学科          科

第          学年          組

生徒氏          名 ㊤

保護者氏          名 ㊤

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 転籍を希望する課程名等  
                   課程          学科          科
- 3 転籍を希望する期日          年          月          日

様式第十二号 (第二十四条関係)

定時制 (他の通信制) 課程履修許可書

高等学校

課程 学科 科

氏 名

年 月 日 生

定時制 (他の通信制) の課程の下記各教科に属する科目の履修を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

記

教 科	科 目

様式第十三号 (第二十五条関係)

通信制課程一部科目履修願

履修願者	(ふりがな) 氏名 ( ) 年 月 日 生	履修願者との続柄	居住地
	住所 県 市 郡 町 村		
保護者	氏 名	居住地	居住地
履修願者の学歴	学 校 名	年 月 日	卒業、卒業見込み、その他
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
履修希望の教科に属する科目	教 科	科 目	
理由			

私は、貴校の通信制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

履修願者 氏 名 印  
保護者 氏 名 印

鳥取県立 高等学校長 殿

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則

目次

- 第一章 総則(第一条)
  - 第二章 学年、学期及び休業日(第二条―第四条)
  - 第三章 学習の評価、課程修了の認定等
    - 第一節 小学部及び中学部(第五条―第八条)
    - 第二節 高等部及び専攻科(第九条―第十三条)
    - 第三節 幼稚部(第十四条・第十五条)
  - 第四章 入学、休学、退学、転学等
    - 第一節 養護学校の小学部及び中学部(第十六条―第二十四条)
    - 第二節 高等部及び専攻科(第二十五条―第三十二条)
    - 第三節 幼稚部(第三十三条)
  - 第五章 届出(第三十四条)
  - 第六章 賞罰(第三十五条・第三十六条)
  - 第七章 雑則(第三十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校(以下「学校」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年)

第二条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第三条 学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第四条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

七 前各号に定めるもののほか、教育長が指定する日又は校長が定める日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の休業日を変更する

ことができる。

### 第三章 学習の評価、課程修了の認定等

#### 第一節 小学部及び中学部

##### (学習の評価)

第五条 学習の評価に関しては、学習指導要領に基づいて、学校が定める。

##### (課程の修了)

第六条 各学年の課程の修了は、児童又は生徒の出席状況及び学習の評価に基づいて、学校が認定する。

##### (卒業)

第七条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた児童又は生徒に対して、卒業証書(様式第一号)を授与しなければならない。

##### (証明書の交付)

第八条 校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業証明書その他の証明書を交付することができる。

#### 第二節 高等部及び専攻科

##### (単位の修得の認定)

第九条 高等部の各教科に属する科目の単位(以下「単位」という。)の修得の認定は、生徒の出席時間数及び学習の評価に基づいて、学校が行う。

##### (課程の修了)

第十条 高等部の各学年の課程の修了は、生徒の修得した単位及び各教科以外の教育活動の成果に基づいて、学校が認定する。

2 第六条の規定は、専攻科の各学年の課程の修了について準用する。  
(原級留置)

第十一条 校長は、生徒の修得単位数又は各教科に属する科目の履修の成

果の状況を勘案し、進級させることが適当でないと認めるときは、これを原級に留め置くことができる。

##### (卒業又は修了)

第十二条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた生徒に対して、卒業証書又は修了証書(様式第二号)を授与しなければならない。

##### (準用)

第十三条 第五条及び第八条の規定は、高等部及び専攻科について準用する。

#### 第三節 幼稚部

##### (学習の評価)

第十四条 学習の評価に関しては、幼稚園教育要領に基づいて、学校が定める。

##### (修了)

第十五条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた幼児に対して、修了証書を授与しなければならない。

#### 第四章 入学、休学、退学、転学等

##### 第一節 養護学校の小学部及び中学部

##### (入学資格)

第十六条 入学することができる者の資格は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条に規定する者の心身の障害の内容により、それぞれ養護学校ごとに別に定めるところによる。

##### (入学の許可)

第十七条 入学は、校長が許可する。

(第一学年への入学)

第十八条 第一学年への入学の許可は、学年の始めに行う。

2 第一学年に入学しようとする者は、別に定めるところにより、入学願(様式第三号)を校長に提出しなければならない。

(編入学)

第十九条 校長は、編入学を希望する者があるときは、欠員があるときに限り、その者の年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当学年に入学させることができる。

2 編入学の許可は、原則として学年の始めに行う。

3 編入学を希望する者は、入学願を校長に提出しなければならない。

(転入学)

第二十条 校長は、小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは他の養護学校の小学部若しくは中学部(以下「小学校等」という。)の児童又は生徒で転入学を希望するものがあるときは、欠員があるときに限り、相当学年に入学させることができる。

2 転入学を希望する者は、入学願にその者の在学する小学校等の校長の在学証明書を添えて校長に提出しなければならない。

(再入学)

第二十一条 校長は、再入学を希望する者がある場合において、支障がないと認めるときは、相当学年に入学させることができる。

2 第十九条第三項の規定は、再入学について準用する。

(休学又は退学)

第二十二条 児童又は生徒は、病気その他の理由により休学又は退学しようとするときは、休学願(様式第四号)又は退学願(様式第五号)に医

師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、三月以上一年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第二十三条 休学中の児童又は生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第六号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

(転学)

第二十四条 児童又は生徒は、小学校等に転学しようとするときは、転学願(様式第七号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第二節 高等部及び専攻科

(編入学)

第二十五条 校長は、編入学を希望する者がある場合において、その者が相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があることと認めるときは、欠員があるときに限り、第二学年以上に入学させることができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科に属する科目の試験による。

3 第十九条第二項及び第三項の規定は、編入学について準用する。

(転入学)

第二十六条 校長は、高等学校又は他の盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の生徒で高等部への転入学を希望するものがあるときは、欠員があるときに限り、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 第二十条第二項の規定は、転入学について準用する。

(再入学)

第二十七条 校長は、退学後一年を経過しない者で高等部への再入学を希望する者がある場合において、支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 第十九条第三項の規定は、再入学について準用する。

(誓約書の提出等)

第二十八条 生徒は、入学後十五日以内に誓約書(様式第八号)及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。

第二十九条 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があつたときは、誓約書(様式第九号)を校長に提出しなければならない。

第三十条 保護者又は生徒は、保証人の住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(転科)

第三十一条 生徒は、科相互間の転科を希望するときは、転科願(様式第十号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転科願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年への転科を許可

することができる。

(準用)

第三十二条 第十七条、第十八条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、高等部及び専攻科について準用する。

2 第二十六条及び第二十七条の規定は、専攻科について準用する。

第三節 幼稚部

第三十三条 第十七条、第十八条及び第二十条から第二十四条までの規定は、幼稚部について準用する。この場合において、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「相当学年」とあるのは、「相当年齢の学級」と読み替えるものとする。

第五章 届出

第三十四条 保護者(児童、生徒又は幼児に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)又は生徒は、保護者、児童、生徒又は幼児の住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

2 保護者又は保証人は、児童、生徒又は幼児が死亡したときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

第六章 賞罰

(表彰)

第三十五条 校長は、他の児童、生徒又は幼児の模範となると認められる児童、生徒又は幼児があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第三十六条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、児童又は生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学は、学齡児童又は学齡生徒に対しては、行うことができない。

3 第一項の退学は、学齡児童又は学齡生徒を除き、次の各号の一に該当する児童又は生徒に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第七章 雑則

第三十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）
- 二 鳥取県立養護学校学則（昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号）

3 この規則施行の際、前項の規定による廃止前の鳥取県立盲学校、聾学校学則又は鳥取県立養護学校学則の規定によりなされた願、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第一号（第七条関係）

第 号	鳥取県立 学校長 氏	校 印 年 月 日	卒業証書	割り印
				氏 名 年 月 日生
	校長印 名			部の課程を修了したことを証する





## 様式第四号 (第二十二条関係)

## 休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

部 科

第 学年 歳児の学級

本人氏 名

保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 休学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

## 様式第五号 (第二十二条関係)

## 退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

部 科

第 学年 歳児の学級

本人氏 名

保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 退学を希望する期日

年 月 日

## 様式第六号 (第二十三条関係)

## 復 学 願

このたび下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

部 科

第 学年 歳児の学級

本 人 氏 名

保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 復学を希望する期日

年 月 日

備考 医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

## 様式第七号 (第二十四条関係)

## 転 学 願

このたび下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

部 科

第 学年 歳児の学級

本 人 氏 名

保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 転学先の学校名等

県立

市町村立

学校

部

科 第

学年

歳児の学級

3 転学を希望する期日

年 月 日

様式第八号 (第二十八条関係)

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒 氏 名

上書のとおり誓約を守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者 氏 名

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保証人 氏 名

鳥取県立 学校長 殿

備考

- 1 保証人は、県内に居住する者に限る。
- 2 保護者は、保証人となることができる。

様式第九号 (第二十九条関係)

誓 約 書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生徒 の保護者(保証人)となりましたので、前の保護者(保証人)と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者(保証人) 氏 名

鳥取県立 学校長 殿

様式第十号 (第三十一条関係)

転 科 願

このたび下記の理由により転科したいので、許可して下さるようお願いいたします。

年 月 日

部 科 第 学年

生 徒 氏 名

保 護 者 氏 名 ㊤

鳥取県立 学校長 殿

記

- 1 理由
- 2 転科を希望する部科名等  
部 科 第 学年
- 3 転科を希望する期日 年 月 日